

緑化樹配布



県から公共施設等へ緑化樹を配布し
緑化活動を支援します！

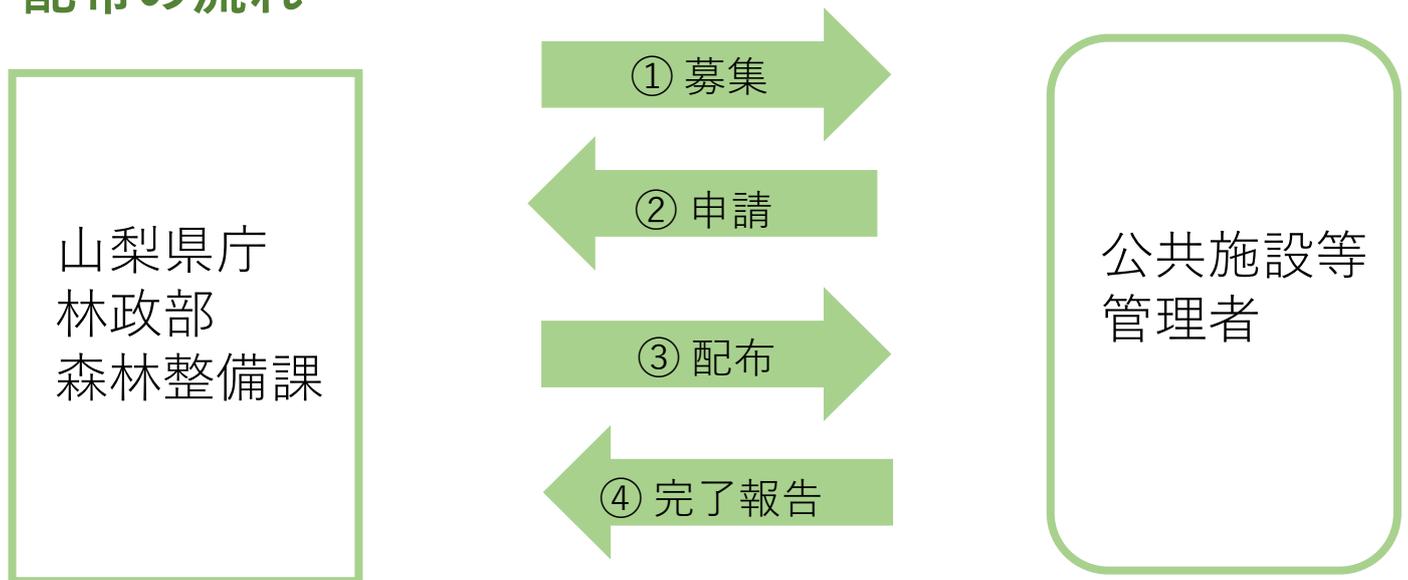


緑化樹配布について

山梨県環境緑化条例では環境緑化基準を定め、緑地の確保に努めることとしているます。

学校（運動場除外）、庁舎、その他の公共施設等は敷地面積の20%以上の緑地があること

配布の流れ



△緑化樹は原則無償ですが、運搬費用等は各自でご負担願います。

配布の対象

- ・ 公共施設
- ・ 県が必要と認める施設
(例：教育機関、不特定多数の人が利用する施設等)

お問い合わせ先

山梨県庁林政部森林整備課 森林育成・緑化担当
TEL:055-223-1646